

## 統計調査手続きの概要

**統計相談** 4月～

「神奈川県統計調査相談指導事業」の活用

**神奈川県統計報告調整審議会への諮問** 9月4日

神奈川県統計報告調整審議会（昭和28年設置）

目的：県が実施する各種統計調査について、統計の真実性を確保し、調査の重複を防ぐとともに報告者の負担の軽減など、的確、公正な統計調査の実施

**総務大臣への届出** 9月下旬

根拠：統計法

第二十四条 地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ。）の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 四 報告を求める者
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 六 報告を求める期間

2 総務大臣は、前項の規定による届出のあった統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあった統計調査の変更又は中止を求めることができる。

**県公報での告示** 11月中旬

根拠：神奈川県統計調査条例

**実査** 11月16日～30日（予定）

**結果のとりまとめと報告** 2月下旬（予定）